標準化教育プログラム［標準化と知的財産権］

第4章　パテントプールと技術標準化

本資料は，経済産業省委託事業である「国内人材育成等基盤体制強化事業（標準化に関する教育体制整備）」の成果である。

2011年4月

岩井　玲子（千葉大学）

学習のねらい ・・・・・第4章　パテントプールと技術標準化

1. 特許権者同士で自発的に組織されたライセンス管理メカニズム形成の一つであるパテントプール（patent pool）について理解する。
2. パテントプールの歴史を学ぶ。
3. パテントプールを形成することによる，メリットとデメリットについて理解する。
4. パテントプールと独占禁止法の関係を理解する。

目　次 ・・・・・第4章　パテントプールと技術標準化

1　パテントプールとは何か
2　パテントプールの歴史
3　パテントプール形成のメリットとデメリット
4　パテントプールと独占禁止法
まとめ
演習問題（A・B）
参考資料

1　パテントプールとは何か

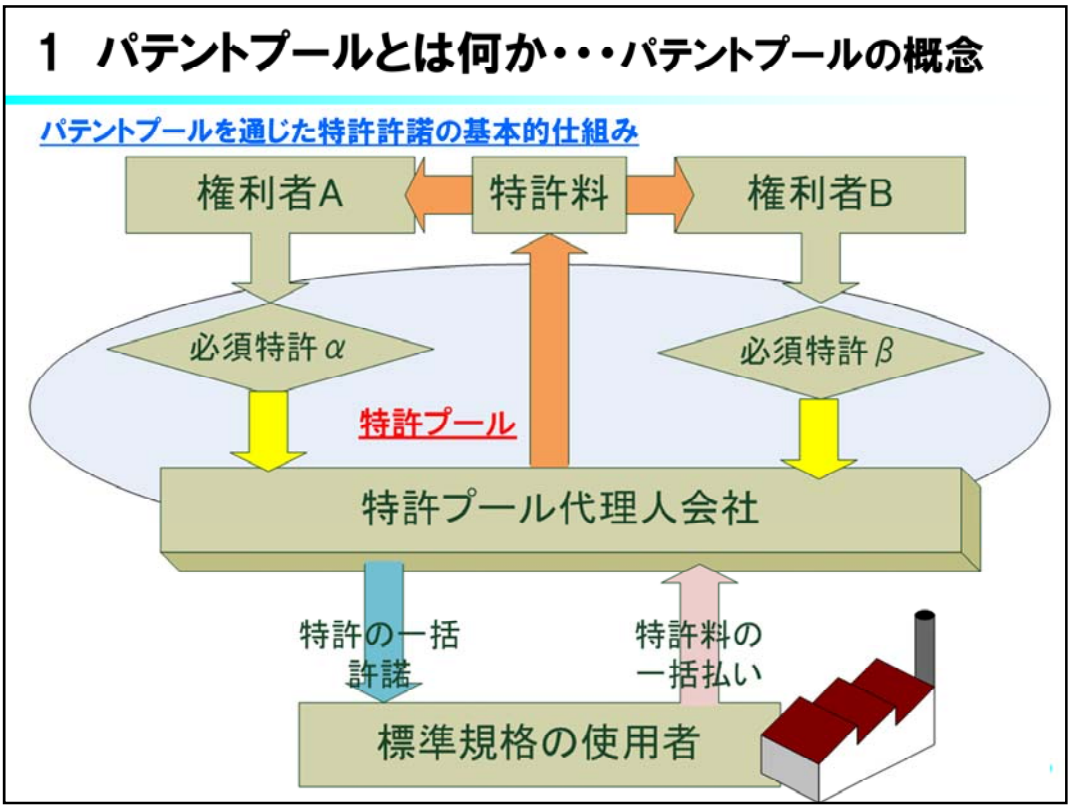

◆ 解　説

複数の特許権者が一種のグループを構成し，自分たちが所有している特許権をそのグループが定めた特定の組織に持ち寄って，その組織を通じてグループの構成者等に必要な特許権をライセンスする仕組みのことをパテントプール（patent pool）という。

これにより構成員がお互い持ち寄った特許を使用し合うことができる。パテントプールの使い方として注目されるのは，標準化された技術のライセンスについてである。技術が規格などにより標準化されると，その標準に対応した製品を作ろうとすると，標準化された技術を使う必要が出てくる。そのような標準化技術には特許があることが多いが，近年では1つの標準化技術の中に多数の特許が存在する場合も増えてきた。

多数の特許権者と個別にライセンス契約をすると，個々の実施料は安くても，たくさんのライセンスをしなくてはならないので実施料は積み上げられて最終的には高額になってしまう。また，たくさんの特許権者と個別に交渉する手間も大変である。そうなると，新製品を作りたいと考える企業が，高額の実施料や面倒な手間に躊躇し，結果として市場の立ち上げや需要の拡大が遅れてしまうことが考えられる。

そこで，標準化技術に関する特許について，パテントプールを利用することにより，窓口を1つにして一括してライセンス契約できることが望ましいとされている。そうすれば，比較的安価に，しかもスムーズにライセンスを受けることができるからである。

◆ 参考資料

1）金　正勲，「技術標準化，パテントプール，そして競争政策」，知財研紀要 ，2004年.

1　パテントプールとは何か・・・パテントプールの定義

パテントプールの定義

- パテントプール（英: patent pool）とは，特定のテクノロジーに関連した特許のクロスライセンス（相互に実施権を許諾）契約に合意した2つ以上の企業によるコンソーシアムである。
- パテントプールはリスクを排除するわけではなく，単に和らげるだけである。
- パテントプールはライセンシー（利用者）を保護することはほとんどないが，メンバーが第三者から特許侵害で訴えられた場合，それに共同で対処する環境を形成する。
- パテントプールの運営は通常，第三者組織に委託される。

パテントプールと技術標準化　6

◆ 解　説

パテントプールは，特定の技術に関する知財を企業の垣根を越え一カ所で集中管理し，構成員（参加企業等）がロイヤリティー（実施料）を支払うことで，一連の技術をパッケージ利用できる仕組みである。複数のラインセンサー（権利者）とラインセンシー（利用者）をライセンス会社が仲立ちするのが一般的である。パテントプールの構成員は，知財を融通しあうギブ・アンド・テイクの精神から，ライセンサー兼ライセンシーである場合も多い。ライセンシーから集めたロイヤリティーは，一定の算定ルールでラインセンサーに分配される。

パテントプールに関しては今まで様々な概念化が行われてきた。例えば，Robert Merges は，パテントプールを，「複数の権利権者が財産権をバンドルすることで一元的管理を可能にし，権利に伴う誘引を確保しながらもアンチコモンズの悲劇を防止するために形成されるもの」であると定義した。

次に，ライセンス委員会（1998）では，パテントプールを，「一定の技術目的に必要な二つ以上の特許権を複数人が所有する場合に，これらを一括して第三者にライセンスする方式」として定義している。

一方，日本の公正取引委員会は，パテントプールを，「特許等の複数の権利権者が，それぞれの保有特許や特許のライセンスを行う権限を一定の企業体や組織体に集中させ，当該企業体や組織体を通じてプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」であると定義している[公正取引委員会，1999]。

これらのパテントプールの定義は言葉の使用には違いが見られるものの，権利の集合的管理という点では共通する。これを踏まえて，ここではパテントプールを，「二つ以上の特許保有者が相互に特許権による排除権行使を留保することで，メンバー間でクロスライセンスを行うまたは第三者に対し共同でライセンスを付与することへの相互合意」として定義する。

◆ 参考資料

1）金　正勲，「技術標準化，パテントプール，そして競争政策」，知財研紀要 ，2004年.

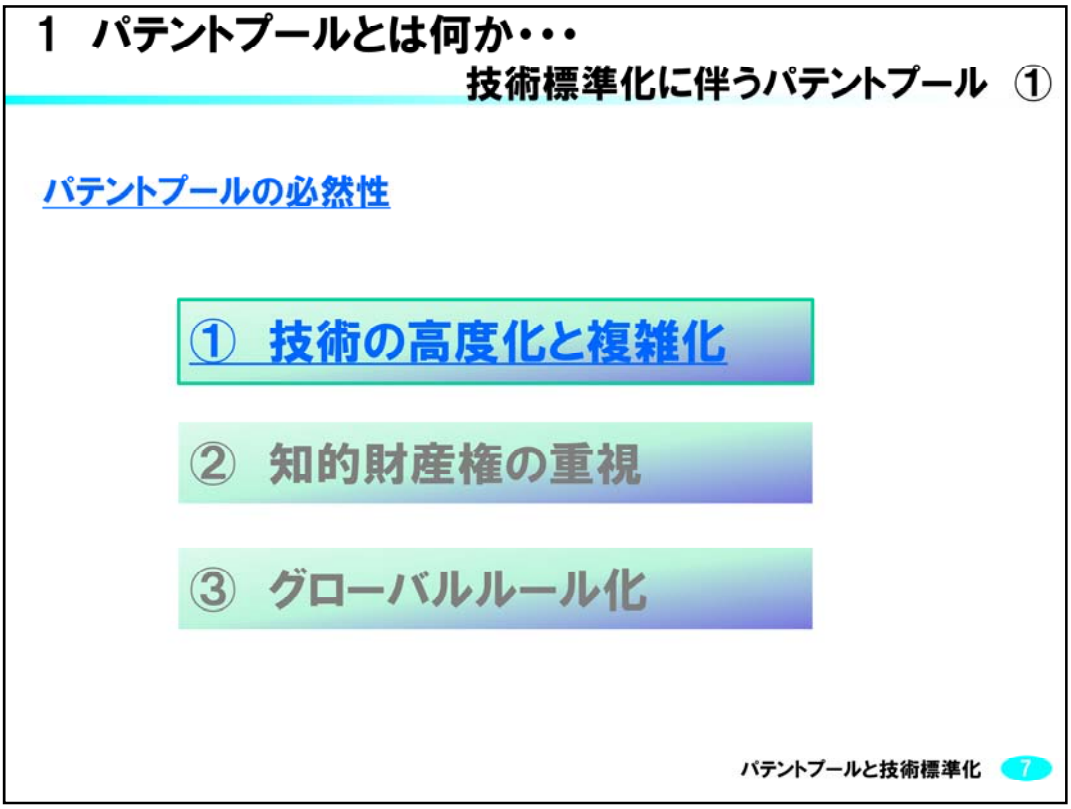

◆ 解 説

① 技術の高度化と複雑化

音声および画像の記録媒体として現在広く普及し，使用されているものとしてCD（Compact Disc)がある。これは，1982年にソニー株式会社と蘭・フィリップス社の共同開発によって世の中に出された画期的製品であり，結果的に伝統的なレコード盤は殆ど消滅することになったことは良く知られている。このCDに関する特許ライセンスは，この開発企業2社による共同ライセンスの形で合理的ロイヤリティ（概ね製品価格の2%程度）の下，世界の企業に許諾された。つまり，CD自術についてライセンスを受けるためには，この2者と交渉すればよかったのである。

一方，この後継機種というべきものが現在同じ目的で使用されるDVDであるが，DVDのライセンスについては，6Cと3Cの各パテントプールに属する特許権者（9社）と共に，仏トムソン社が独立のライセンス活動を行っている。すなわち，DVDについてライセンスを受けるためには，少なくともこれら10社との間で契約を締結する必要がある。これは，技術の高度化と複雑化が進んだ結果，必要技術が限られた企業に集中した時代は終焉し，多くの企業が必須技術を所有する時代へと変換していることを意味する。具体的に，一橋大学の長岡貞男教授の調査によれば，DVDの必須特許の技術分類は国際分類のGセクション(物理学)とHセクション(電気)の双方にまたがり，IPC分類(サブクラス)に展開すると20以上に分かれることが判明している。このような必要技術の細分化は，要素技術の所有者でさえ他社から特許許諾を受けないと自ら実施できないわけであるから，必然的に企業間協力の方向に進むことになり，ライセンス処理方法としてパテントプールが着目されたものと考えられる。

◆ 参考資料

1）加藤 恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，（社）発明協会，2006年.

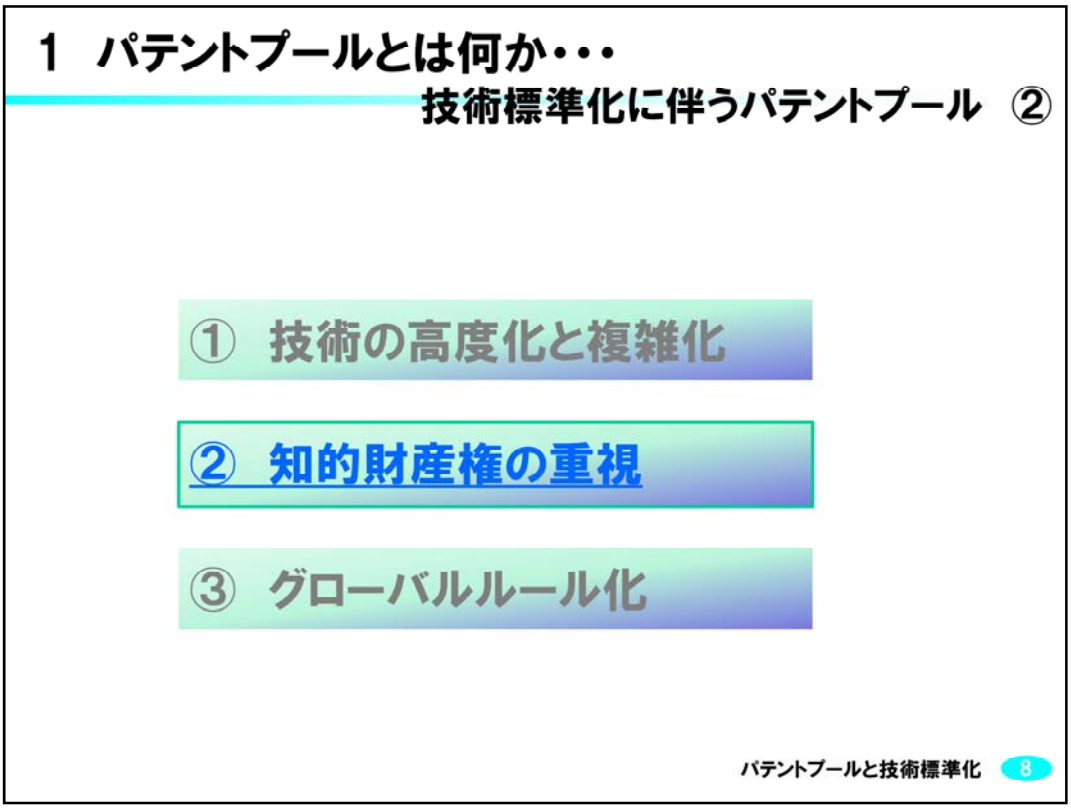

◆ 解 説

② 知的財産権の重視

米国は，1985年のいわゆる「ヤングレポート」によって，米国の国際競争力を回復する中核的政策として知的財産権保護強化(いわゆるプロパテント化)を図ったが，基本的にこの考え方自体は，いろいろな問題点を提起させながらも現代まで続いていると言ってよいだろう。日本ではこれに相当遅れたが，2002年7月の知的財産戦略大綱において「知的財産立国」の方針が打ち出されて，我が国でも知的財産権重視の方向が明確になった。欧州においては，その多様性を尊重した統一化(例えば欧州特許制度)の動きが主体で表立った知的財産重視の戦略は現れてはいないが，伝統的に事業戦略の中に知的財産を効果的に組み入れる形で活用していると考えられる。

いずれにしても，世界の主要国では，知的財産権重視の方向性は一致している。このような流れの中で，パテントプールは何故必要になったのであろうか。仮に，DVDのような必須特許権者が多数存在する状況下で，各社が最大限の知的財産活用つまり高いロイヤリテイの要求をしたならば開発企業でさえ，その技術を実施することが困難になる。一方，自らの特許を無償で誰にでも許諾するといっても他社がこれに追随することは知的財産重視の流れに反するから到底期待できない。

結局，技術の実施可能化と知的財産尊重のバランス点を実現するツールとしてパテントプールに行き着いたものと考えられる。パテントプールでは，多数の特許を集積した上で，その価格(ロイヤリテイ)に一定の上限を設定することが特徴だからである。しかも，上限を形成するパテントプールの対価は比較的廉価に設定されるものである。パテントプールのロイヤリテイの実際は，「比較的廉価な対価」という点は特許権者にとっても受容できるレベルであることを意味し，その理由として，パテントプールに多くの特許が含まれるということはそれだけ製品規模が大きいことが予想され，結果的に廉価な料率であっても特許製品の規模の効果と製品普及の拡大によって開発費用の回収に見合う特許収入の獲得は成り立つと考えられたことが重要である。

◆ 参考資料

1) 加藤 恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，(社)発明協会，2006年.

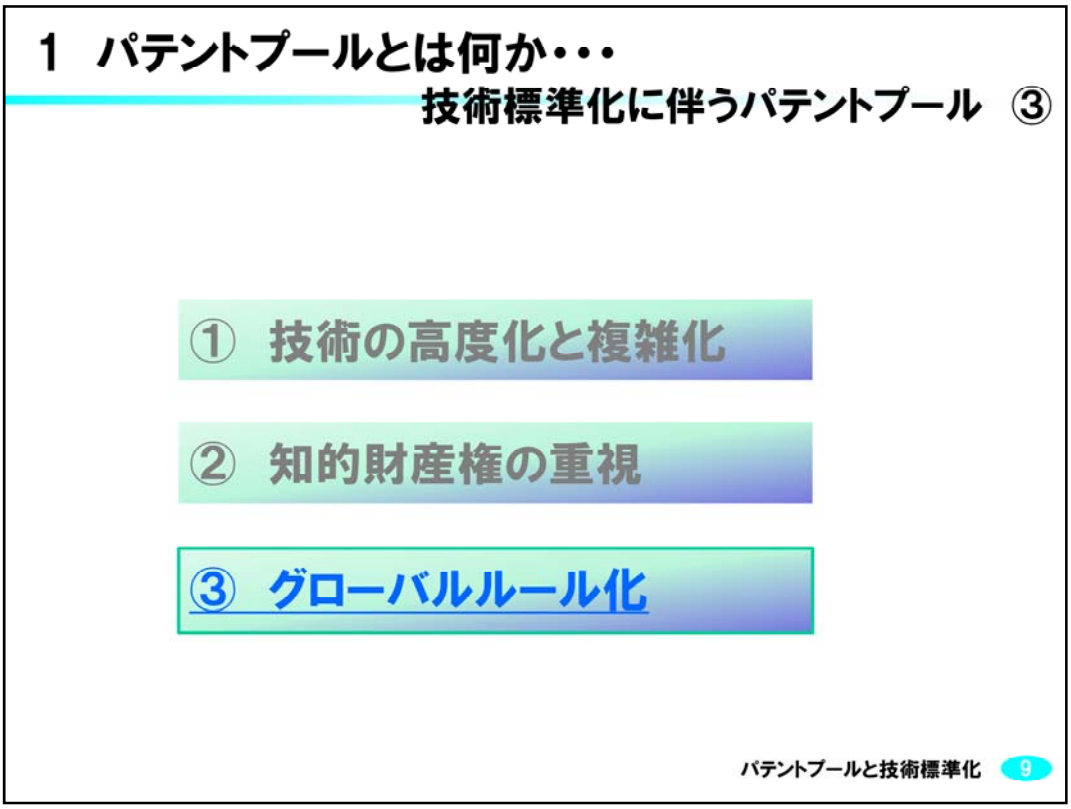

◆ 解 説

③ グローバルルール化

現代は，開発技術もその成果物である製品も当初から世界で利用され，あるいは流通することを前提として産業活動が行われているグローバライゼーションの時代である。このような産業経済活動においては，グローバルに通用するルールの下で行うことが求められている。1995年1月以降は，世界貿易の秩序維持を目的として発足したWTO(世界貿易機関)が，その取決めと監視に重要な役割を果たしている。近年はWTOの動きに一部混乱が見られるものの，その前身であるGATT時代に比べて協定に定められたルールを重視するという基本的視点を堅持し，かつルール違反に対する手続きの司法化を飛躍的に高めたことがWTO体制の高い評価につながっていることから見ても，ルール化の重要性は明らかである。具体的に見ても，ルール遵守を担保するために設けられたWTOの紛争処理手続きには，WTO発足後330件の紛争案件が協議要請され，このうち知的財産権分野においても，16件が申し立てられている。幸いにも，パテントプールに関連する分野で紛争処理手続きに付されたものはまだないようであるが，WTOの基本理念であるルールとエンフォースメントは，パテントプールの構築と運用に影響を与えたことは事実と言ってよい。

◆ 参考資料

1) 加藤 恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，(社)発明協会，2006年.

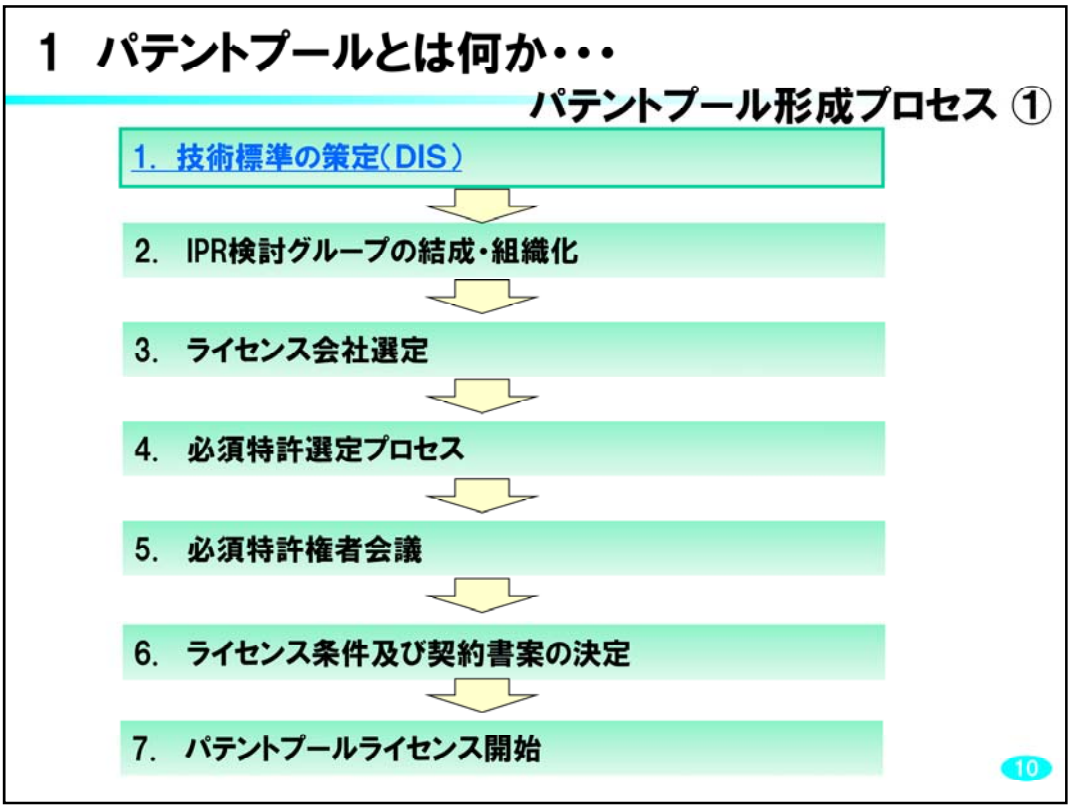

◆ 解　説

パテントプールの形成については，一定のルールがあるわけではないが，概ねスライドのような流れで形成されるものと考えられる。なお，ここでは公的技術標準に基づくパテントプールの形成を例にとって説明する。

パテントプールが形成される前提として，技術標準が策定される必要がある。問題は，標準策定のどの段階でパテントプール形成の検討を開始するかである。ISO規格の制定手順を例に取ると，

① 新作業項目の提案
　NP(New Proposal)と呼ばれる各国加盟機関が新たな規格策定を提案する段階
② 作業原案の作成
　WD（Working Draft）と呼ばれる専門家によっていわばたたき台を作成する段階
③ 委員会原案の作成
　CD（Committee Draft）と呼ばれるWDを正式な委員会で検討した案として作成する段階
④ 国際規格原案の作成
　DIS（Draft of International Standard）と呼ばれるメンバー国の投票にかけられる案を作成する段階
⑤ 最終国際規格案の策定
　FDIS（Final Draft of International standard）と呼ばれる最終案を策定する段階
⑥ 国際規格の発行

である。

パテントプールを検討し始めるには，どの程度必須特許が存在するかをある程度把握しなければならない。具体的には，ある程度特許宣言書が提出され，また技術標準が概ね固まった段階ということになる。これをISOの規格制定手順に照らして見ると，DIS案の段階が相当すると考えられる。つまり，DIS案が出される頃がパテントプールの最適な形成段階ということができる。

◆ 参考資料

1) 加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，(社)発明協会，2006年.

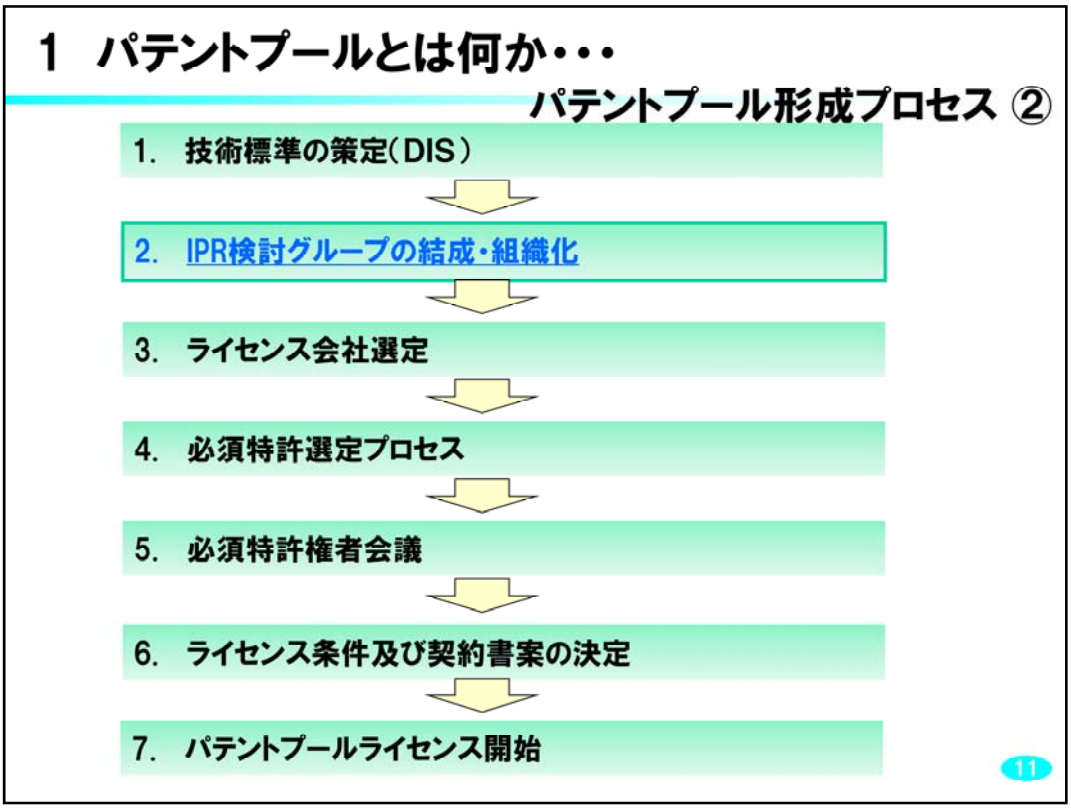

◆ 解　説

次に必要なプロセスが，パテントプールを具体的に検討する検討母体の結成 組織化である。通常，このような組織はIPR（Intellectual Property Rights）検討グループと呼ばれることが多い。ISOをはじめ全ての国際標準化団体は，技術標準をカバーする特許が存在した場合でも，伝統的に当該団体自体は責任を負わないという姿勢で一貫している。最低限行っていることは，特許宣言書を出させて必須特許を許諾しない場合には，その部分を技術標準から除くとしているだけである。このため，国際標準化団体の中に公式なIPR検討委員会等が存在する例はない。したがって，パテントプールの形成を検討するには，ボランタリーな有志の集まりの形でIPR検討グループを結成せざるを得ない。しかしながら，このIPR検討グループの果たす役割は非常に大きい。つまり，最終的なライセンス条件は必須特許権者のみが決定できる事項であるが，パテントプールの基本的構想の決定はこのグループに委ねられるからである〔対象とする技術標準の部分の確定(例えば，MPEG2パテントプールでは，MPEG 2規格のビデオ部分のみを対象とし，オーディオは除かれている)，必須特許の選定基準（例えば，技術的必須に限定するか又は商業的必須も含むか）等である。パテントプールの骨格を成す事項である〕。なお，IPR検討グループの構成員は，実際にはライセンサ及びライセンシ候補ということになろう。

◆ 参考資料

1）加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，（社）発明協会，2006年.

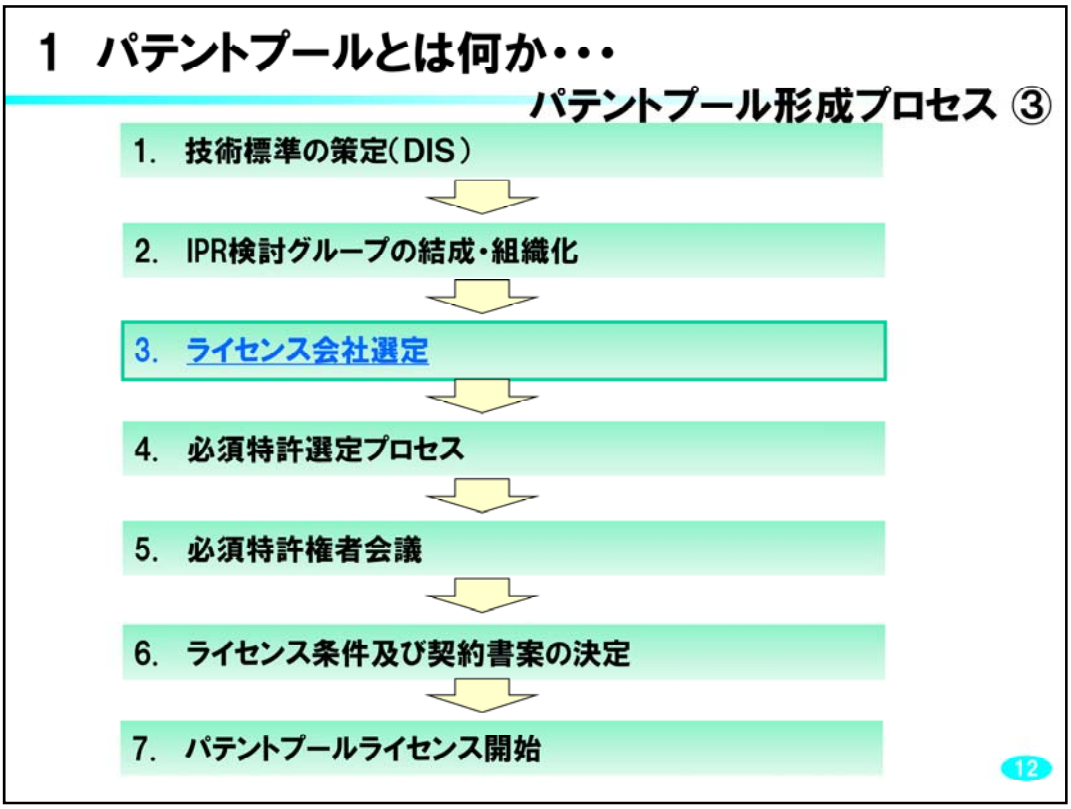

◆ 解　説

IPR検討グループが結成されると，次の重要なプロセスが必須特許の選定である。

まず決めなければないないのが，必須特許の選定基準である。具体的には，技術的必須特許（Technically Essential）か商業的必須特許（Commercially Essential）も含むのか，また対象製品のカテゴリを区別するか否か(例えば，3G移動体通信では，端末と基地局が区別されている）等を決定することである。

次に，必須特許鑑定人を選定する必要がある。現実には，弁護士，弁理士等が選ばれることが多いが，新しい技術標準を理解できる鑑定人を捜し出すことは容易ではない。MPEG 2パテントプールの場合には，幸いにも米国特許弁護士であるMr. Kenneth Rubenstein（弁護士であると共に，マサチューセッツエ科大学の Ph. Dである）が早い段階からIPR検討グループに加わり，彼によって最初の必須特許（米国特許）鑑定が実施された。その後，日本特許については尾崎英男弁護士が選任され，さらに欧州や韓国の弁護士・弁理士へと鑑定業務を拡大した。3Gパテントプラットフォームでは，当初から国際的な特許の広がりを考慮し，中立的な特許評価機構を日・米・欧州の弁理士を中心コンソーシアム（ IPEC: International Patent Evaluation Consortium ）として構成させ，一つの必須特許候補の評価に対して二人以上の鑑定人を関与させるようにしている。弁理士会中央知的財産研究所は，このような鑑定人として，日本知的財産仲裁センターに所属する弁護士，弁理士を活用することを提言していたが（いわば鑑定人のプール制である），この仕組みは2006年4月に実現した。新たにパテントプールを形成しようとする者にとっては利用価値が高いであろう。必須特許鑑定人が選定されると，必須特許の募集（ Can For Patents ）が行われる。IPR検討グループ自体が募集主体になることも不可能ではないが，合否情報を知ることになるので，パテントプールの運営に当たるライセンス会社が募集することが望ましい。したがって，必須特許選定プロセスと並行してライセンス会社の選定を行うのが一般的である。

◆ 参考資料

1) 加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として ，（社）発明協会，2006年.

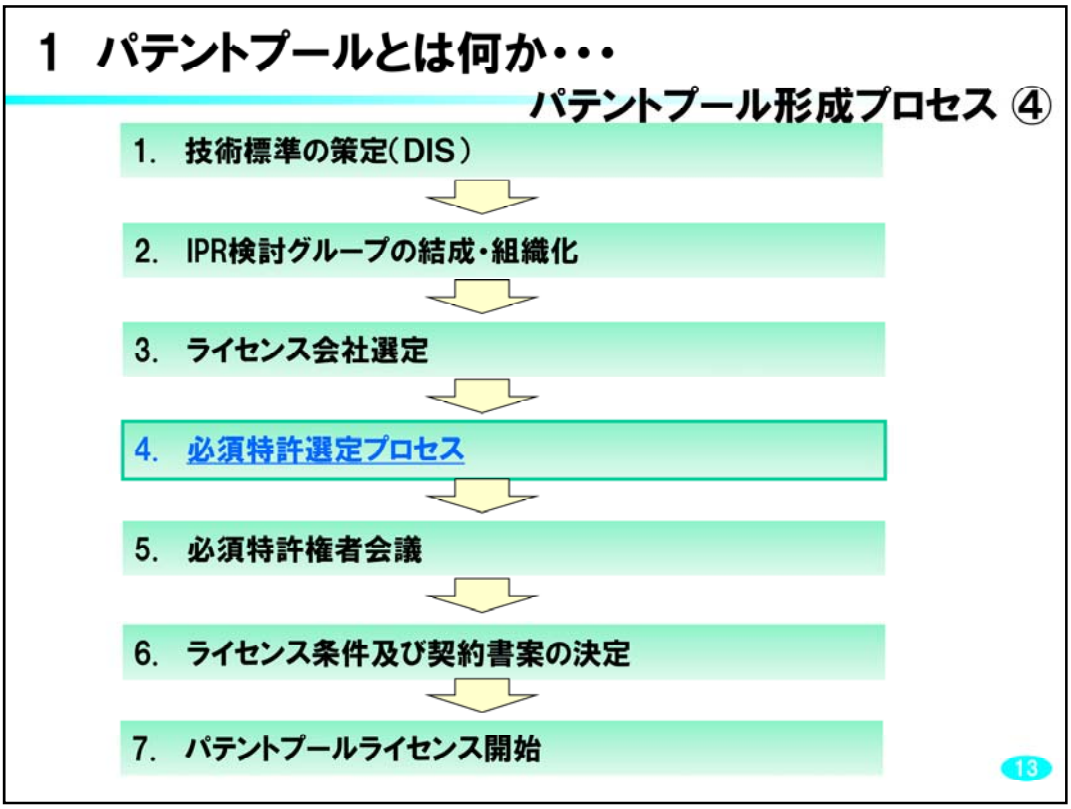

◆ 解　説

ライセンス会社は，ビジネスとしてパテントプールを動かす主体であり，その収入源は徴収した特許ロイヤリティの一部(手数料)である。ライセンス会社は，対象となる技術標準分野及び知的財産分野の実務に相当程度精通していることが求められる 適切な既存のライセンス会社があれば委託すれば済む話であるが，存在しない場合には，IPR検討グループのメンバや外部投資家等によって設立する必要がある。MPEG2パテントプールのライセンス会社であるMPEG LA LLC(米国)は必須特許権者が中心となって出資した会社であり，その他の画像系のパテントプールについてもライセンス会社を引き受けている。3Gパテントプラットフォームのライセンス会社である3G Licensing Ltd(英国)も出資母体は必須特許権利者が中心である。本来的には，ライセンス会社はパテントプールのために必要に迫られて設立された組織であるが，今後パテントプールシステムをビジネスモデルと捉えたライセンス会社が増加するであろう。

ところで，ライセンス会社は，パテントプールの市場性，つまりパテントプールによってライセンスされる対象製品の市場規模を把握する必要がある。そうしなければ，自己が受け取るべき手数料の決定とビジネスプランを策定できないからである。したがって，市場調査はライセンス会社が行うべき不可欠の業務である。当然のことながら，市場調査データは，後に必須特許権者に伝えられてライセンス条件決定の参考資料となることはいうまでもない。

◆ 参考資料

1) 加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，(社)発明協会，2006年.

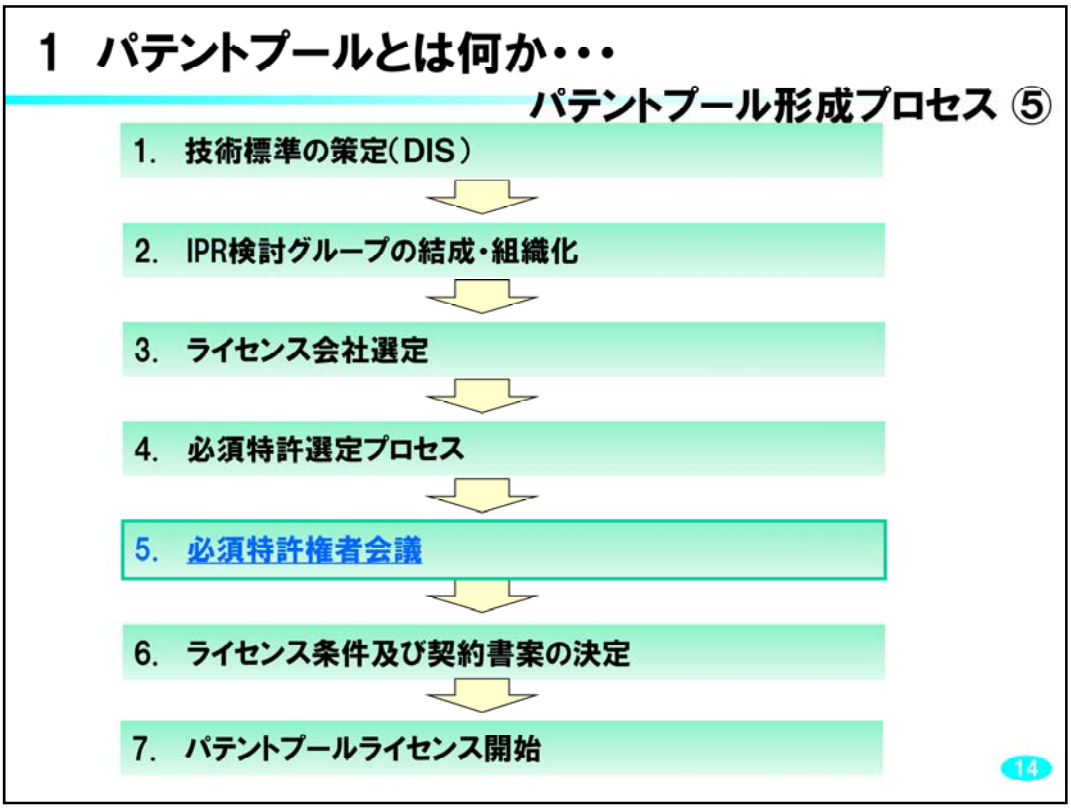

◆ 解　説

必須特許選定プロセスを経て必須特許権者が選ばれると，必須特許権者会議へと進展する。正確には，ライセンス会社はこれら必須特許権者との間でライセンス業務の委託契約が交わされる必要がある。

◆ 参考資料

1) 加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，(社)発明協会，2006年.

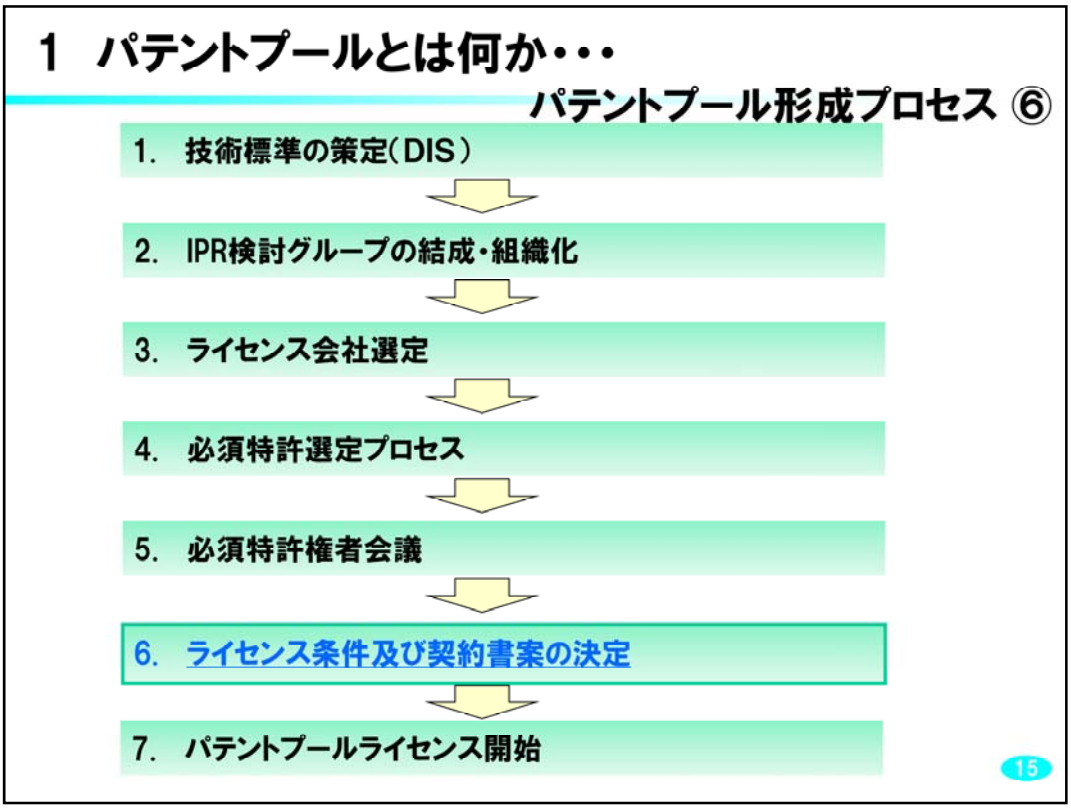

◆ 解　説

必須特許権者会議での最重要議題は，ライセンス条件の決定である。IPR検討グループのメンバではなく，特許権者のみがライセンス条件の決定に関与できる点は，主として独占禁止法の要請である。なお，ライセンス会社はその決定には当然口出しできないが，パテントプールの運用面から意見を述べることは少なくない。能力のあるライセンス会社ならば，契約書案の作成も行うことがある。

◆ 参考資料

1）加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，（社）発明協会，2006年.

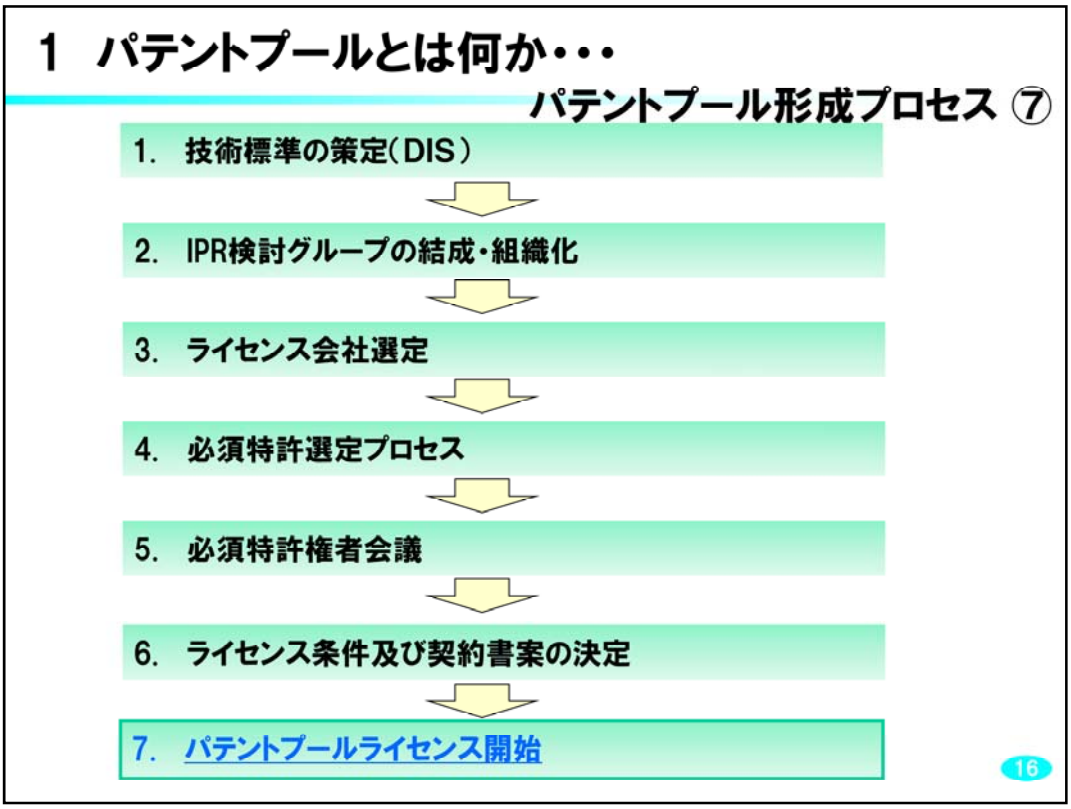

◆ 解　説

パテントプールのライセンス案が策定された後，独占禁止法当局による事前審査は必要不可欠な手続きではないが，事前審査を伺い出るケースが多い.既にパテントプールの歴史の項で述べたとおり，パテントプールが独占禁止法のリスクを拭いきれないことがその背景にあるが，事前審査を経る具体的メリットは，ライセンシ候補がパテントプールが独占禁止法違反であることを理由にライセンス受諾を拒否することを遮断する点にある。日・米・欧の独占禁止法当局における事前審査の手続きは次のとおりである。

① 日本では，公正取引委員会が担当し，「事業者等の活動に係る事前相談制度」によって事前審査を受け付けており，通常は申し出書の提出による。その効果は，「法律の規定に抵触するものでない旨の回答をした場合においては，当該相談の対象とされた行為について 法律の規定に抵触することを理由として法的措置を採ることはないものとする。」というものである。

② 米国では，司法省が担当し，「ビジネスレビューレター(Business Review Letter， The Department of Justice‘ s Business Review Procedure， 28 C.F.R § 50.6)」の手続きによる。

③ 欧州|では，欧州委員会によって，「コンフォートレター(Comfort Letter)」の手続きがある。これも，独占禁止法（欧州競争法）上，訴追しない非公式な見解となるものである。

通常，上述のプロセスを経てパテントプールが形成されてライセンスが開始されるが，ライセンス開始にあたりしばしば直面する過去の実施の問題がある。パテントプールによるライセンスが始まったとして，対象となる技術標準を適用した製品の過去販売分についても全てロイヤリティ を支払わなければならないとすると，事業者にとっては過去利益の持ち出しとなりライセンシとなる抵抗が大きく，ライセンス受話が困難となる場合が少なくない。そこで，ライセンス開始時の前及びその後の一定期間はロイヤリテイ免責期間（Grace Period）とし，パテントプールしライセンスの周知を図る施策が採られることがある。円滑なパテントプールの運用立ち上げとして良策と考える。

◆ 参考資料

1）加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として ，（社）発明協会，2006年。

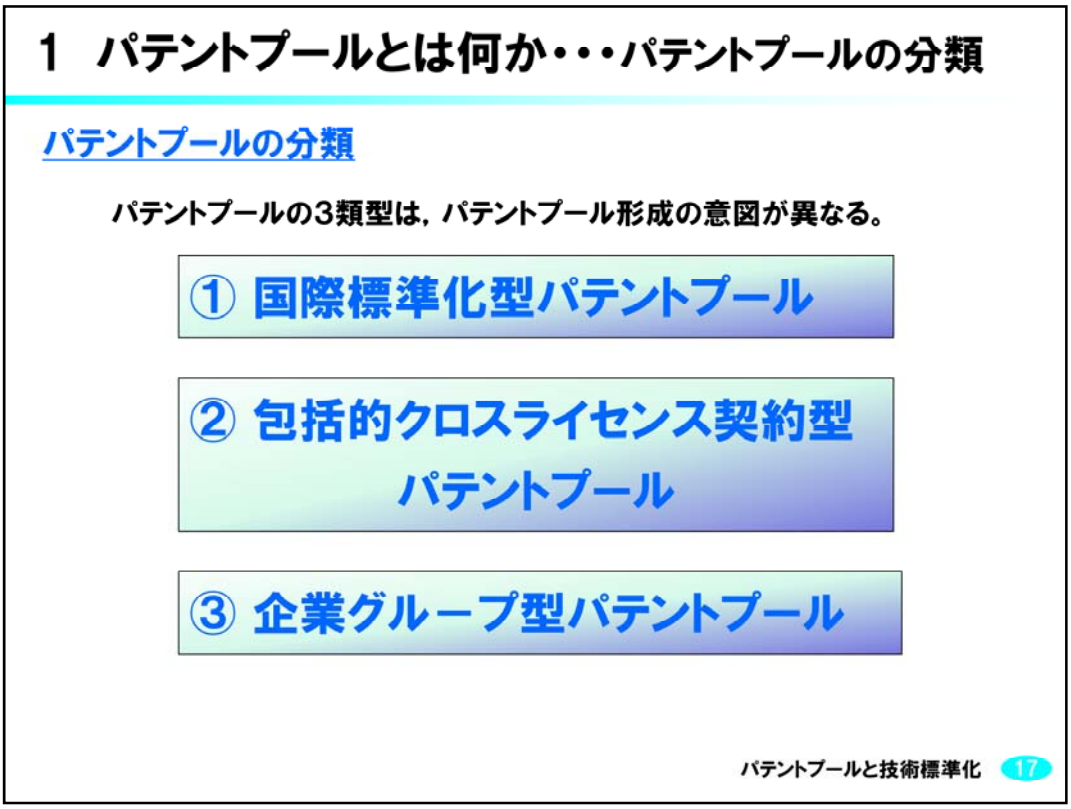

◆ 解　説

パテントプールの3類型は，まずパテントプール形成の意図が異なる。

① 国際標準化型パテントプール

大企業，特に多国籍企業が世界市場を制覇して国際標準化を獲得するために大企業グループの所有特許権を市場制覇の共通の戦略装備とするために形成するパテントプールである。

② 包括的クロスライセンス契約

国内外の複数大企業がライセンス料の包括的相殺計算を約定して，包括的に複数特許権のクロスライセンス契約を締結するものである。

③ 企業グループ型パテントプール

複数企業が相互に特許権ごとにライセンスし合うことの不便を除き，参加企業の優位性を築くため，対象特許権を限定約定してパテントプールを形成するものである（ライセンス料の相殺は要素としない）。

我が国の最近の判例に登場した包括的クロスライセンス契約の例は，日米の電子機器メーカー間で形成されているもので，職務発明の対価を算出するためのライセンス料収入をめぐって争われた。このように，包括的クロスライセンス契約は，実質的にはパテントプールであるが，特にパテントプールと称する必要も実益もないし，別組織を設ける必要もない。また，他の二つのパテントプールが公取規制の対象になるのと異なり，独占法問題にはならない。

◆ 参考資料

1）http://patentsanari.cocolog-nifty.com/blog/2006/09/post_ba0a.html

2　パテントプールの歴史

2 パテントプールの歴史・・・最初のパテントプール

ミシン関連のパテントプール

最初のパテントプールの一つが結成されたのは1856年のことで，Groover，Baker，Singer，Wheeler，Wilson という企業によるものだった。これら企業は互いの特許侵害問題で争っていたが，Groover と Baker の会長で法律家でもある Orlando B. Potter は，互いに訴えあうのを止めて，特許をプールしようと提案した。

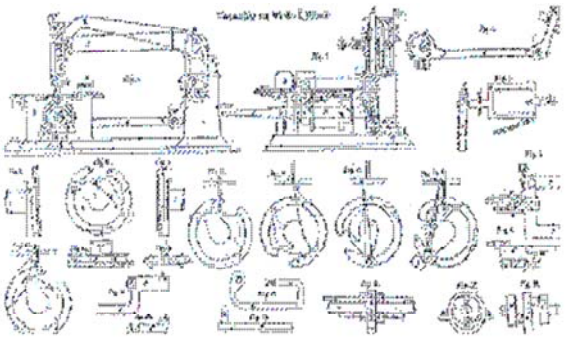

シンガー1号機のミシン／1850年
シャトルボビンが中に内蔵された

〔出典：http://kawauchi.la.coocan.jp/misinsi.htm〕

パテントプールと技術標準化 19

◆ 解　説

歴史的に最初の本格的なパテントプールは1856年に米国で形成されたミシン（Sewing Machine）に関するパテントプールであると言われている。ミシンで有名なシンガー社の創設者であるアイザック・メリット・シンガーは，1850年夏にミシン市場に参入したが，当時は近代的なミシンの黎明期であったので，有力なミシンメーカーがそれぞれの基本特許を武器にミシン特許戦争が勃発，シンガー自身も訴訟に巻き込まれた。そこで，シンガーは自身が雇った有能な弁護士であるクラークの発案に基づき，訴訟終結の方法としてミシンに関する特許を集積したパテントプールを形成，対価として1台あたり15ドル支払えばミシン製造者には等しくライセンスが供与されると共に，対価は特許権を拠出したものに配分された。このパテントプールの成功でシンガー社の業績は拡大し，今日においてもミシンの名門企業としての地位を確保している。

◆ 参考資料

1）加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，（社）発明協会，2006年.

2　パテントプールの歴史・・・飛行機のパテントプール

飛行機関連のパテントプール

第一次世界大戦を終えたばかりの米国海軍は，戦闘機の重要性を認識し，軍主導での開発が必要であると感じていた。しかし，1900年代初頭の米国において，飛行機関連の特許は，ほぼ先発2社（「ライト社」（ライト兄弟が設立）と「カーテス社」）が支配していた。そのため，海軍次官のフランクリン・ルーズベルト（後に32代大統領）の肝いりで特別委員会を設立し，その特別委員会が飛行機関連特許のパテントプールを勧告した。この勧告にもとづき，1917年に「飛行機製造者協会」（The Manufacturers' Aircraft Association）が設立され，ほぼすべての航空機製造会社が加盟した。

これにより，ライト社とカーテス社による飛行機関連の特許独占は事実上終わり，実質的に米国政府主導による航空機の開発・製造がスタートした。

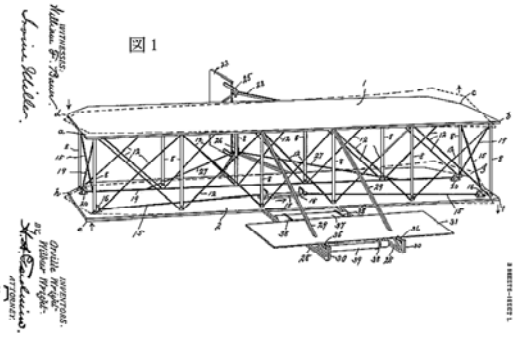

〔出典：
http://www.wetwing.com/wright/patent/patentimage/patent1.gif〕

◆ 解　説

ライト兄弟はキティホークで動力飛行を試みる前に特許を出願している。ライトの特許は簡単に言うと飛行機のバランスを保つための操縦系に関するもので，翼を捻って横のバランスを取る撓（たわ）み翼を主要部分として，垂直ラダー（方向舵），水平ラダー（昇降舵）などの構成が含まれている。特に撓み翼は空中でバランスを取ったり，飛行方向を変えるための基本原理に近いものだったため，パテントの効果は絶大だった。

やがてライトの特許明細書が審査され特許として登録されると，ライト兄弟は特許を盾に，特許侵害の可能性のある世界中の飛行機研究家やパイロット，飛行機製造会社を訴えた。特にアメリカではライト兄弟が飛行機の製造を独占するような勢いだった。ライト兄弟は，まず飛行家としてライトの次に頭角を表してきたグレン・カーチスを訴えた。カーチスは撓み翼は避けて，エルロン（翼の一部だけを動かす，近代的なもの）を採用したが，それでもカーチスは裁判に負けた。時の裁判官はライト兄弟を単なる撓み翼の発明者として見ていただけでなく，飛行機の発明者として認め，飛行機の発明者としての権利を保護しようとした。ライト兄弟が各メーカーに課したライセンス料はやたらに高く，やがてライト兄弟は航空界全体を敵に回すことになる。

◆ 参考資料

1）　http://www.wetwing.com/wright/patent/patent.html

2 パテントプールの歴史・・・1945年以前

知的財産権優位の時代：1945年以前まで

19世紀末から20世紀初頭，フランス型の自然権思想にもとづく知的財産権諸条約を生み出した時代精神のもとで，米国における知的財産権ベースの競争制限行為は，ほとんど野ばなし状態にあったと言ってよい。

(1) 1902年，National Harrow
特許権者National Harrowが，特許品（スプリング刃馬鍬）の販売価格／再販価格制限，競争品取扱い禁止，改良禁止，相互排他などの条項を含むライセンス契約の履行を請求，ライセンシーBementが契約無効の抗弁を行った事案で，最高裁は特許権者を勝たせた。

(2) 1931年，Standard Oil Inc，Indiana
Standard Oil Inc，Indianaケースでは，残留オイルからガソリンを再抽出するためのクラッキング（cracking）製法に関する特許プールが問題にされたものであったが，特許侵害訴訟の和解の結果成立したこと，一定のロイヤリティで第三者にライセンスを与えたこと，そのロイヤリティを一定比率で，プールメンバー同士で分配したこと，そしてプール特許に基づき製造された製品の市場占有率が低いという理由から，独占禁止法は適用されなかった事例である。

21

◆ 解　説

20世紀初期までにおける知的財産権に対する競争政策当局，そして裁判所の基本的な立場は，知的財産権は神聖なもので，競争政策当局の権限の外に位置するものである，と要約することが出来る。それに基づいて，競争政策当局は，長い間，知的財産権を保有する事業者の行為に対し，例外条項を広く解釈することで競争政策審査を免除する判断を下してきた。パテントプールやカルテル行為に対しても同じような思想のもと，特許権は法的独占権に当たるものとし，特許権者はライセンシング行為において幅広い裁量権を持つ，とされていた。このような優遇によって，パテントプールを形成した事業者は，競争政策当局を意識することなく，プールとライセンシーとのライセンシング条件に様々な制限を付けることが出来た。

例えば，1902年のNational Harrowケースで，最高裁は，たとえパテントプールが価格固定行為を行ったとしてもそれは違法行為ではない，という見方を示した。最高裁は判決の中で，米国の特許法は，権利の使用や販売における絶対的自由を保障するもので，独占の創造こそが特許法の根源的部分であるとし，National Harrowケースにおける独占の維持や価格を固定する契約行為は，違法行為ではない，とした。つまりパテントプールが独占の維持や価格固定などの行為をプール契約の中に組み込んだとしても，違法にはならないとしたのである。このケースで問題となった価格固定行為というのは，今日の米国の競争政策の中でも最もハードコアな違法行為の一つとして考えられており，それが水平的価格固定行為か，垂直的価格固定行為かに関係なく，当然違法ルール（perse rule）によって扱われる。それを考慮すると，当時の最高裁の判決は驚くべきものであると言わざるを得ない。この時代は明らかに「知的財産権優位の時代」であったのである。

National Harrowケース(1902年)以外にも，初期においてパテントプールが合法とされたケースには，Standard Oil Inc，Indianaケース(1931)がある。本ケースは，残留オイルからガソリンを再抽出するためのクラッキング（cracking）製法に関する特許プールが問題にされたものであったが，特許侵害訴訟の和解の結果成立したこと，一定のロイヤリティで第三者にライセンスを与えたこと，そのロイヤリティを一定比率で，プールメンバー同士で分配したこと，そしてプール特許に基づき製造された製品の市場占有率が低いという理由から，独占禁止法は適用されなかった事例である。

◆ 参考資料

1）金　正勲，「技術標準化，パテントプール，そして競争政策」，知財研紀要，2004年.

2 パテントプールの歴史・・・ 1945年から1970年代

競争政策優位の時代:1945年から1970年代まで

「ハートフォード事件」判決（1945年）により，反トラスト法違反の認定が強化された。この事件では，米大手ガラス製造業者の所有する全ての特許がプールされ，プール特許は当時米国で製造されるガラス製品の94%をカバーしていた。このような寡占状態がガラス製品の価格を不当に高いレベルに維持したとして反トラスト法違反が問われた。

連邦最高裁は1945年，大手ガラス製造業者によるパテントプールが反トラスト法に違反すると判決した。

パテントプールと技術標準化 22

◆ 解　説

第二次世界大戦終了後，このようなNational Harrowケースでの考え方は，その後のパテントプールに対する判決において変化することになる。それは初期の最高裁の判決などにより，知的財産権に対する競争政策審査の免除範囲が広範囲に渡ったことで知的財産権者の権利濫用行為による様々な弊害が表面化したことや，競争政策当局が知的財産権者の権利濫用行為が持つ競争制限効果を真剣に考えるようになったこと，の二つが主な原因として考えられる。

そこで，この時期において競争政策当局は，競争制限行為には当然違法とするなど厳しい対応を取っていた。また，パテントプールの場合，最高裁はプールが集合的価格固定や産出量制限に関与するカルテル性を持つと考え，プールが明らかに競争制限行為に関与した場合においては，競争政策は介入すべきであるとした。このような考えに基づいて，知的財産権やそれと関連するライセンス管理制度は，競争政策の管轄下に置かれ，厳しくモニターされることとなる。

◆ 参考資料

1）金　正勲，「技術標準化，パテントプール，そして競争政策」，知財研紀要 ， 2004年.

2 パテントプールの歴史・・・ 1970年代初期

1970年代初期のNine No-Nos

1960年代になると，米司法省は，知的財産権のライセンスに関して，原則禁止の9項目「ナイン・ノー・ノーズ」(“Nine No-Nos”) を発表し，パテントプール規制がさらに強化された。
禁止される項目は以下の9項目である。

① 抱き合わせ
② アサインバック
③ 再販売先の指定
④ 競争品の取扱制限
⑤ 独占的実施許諾
⑥ 強制的一括ライセンス
⑦ 不当な実施料の徴収
⑧ 製法特許による最終製品の拘束
⑨ 価格制限

パテントプールはその運用形態により，「抱き合わせ」，「強制的一括ライセンス」に当たると解釈された。

パテントプールと技術標準化 23

◆ 解　説

このような知的財産権に対する厳しい競争政策審査は，1975年，米司法省が「Nine No-Nos（九つのノー）」と呼ばれる政策を公表することで，最高潮を迎えることになる。この「Nine No-Nos」とは，司法省が競争を阻害すると判断する九つの行為で，これに該当すると判断された場合は，ライセンス行為は当然違法と見なした。

その九つの行為とは，第一に，ライセンシーに対して，ライセンサーが特許を有していない原材料をライセンサーから購入するように要求すること，第二に，特許権者はライセンシーに対し改良技術の譲渡を要求する独占性が強いグラントバックを行うこと，第三に，特許製品の販売量とは関係なく，ロイヤリティが設定されること，第四に，第三者に売却される特許製品の再販売に対する制限行為，第五に，当該特許権の範囲外にある製品やサービスに対するライセンシーの取り扱いの自由を制限すること，第六に，ライセンシーの同意なくしては，ライセンサーは第三者に対してライセンスの許諾を行わない旨の協定，第七に，強制的な一括ライセンス，第八に，製法特許のライセンスによって特許権のない最終製品についての取引を拘束すること，第九に，ライセンシーの特許製品に関して，特定価格または最低価格を厳しく守るようにライセンシーに対して要求すること，などである。パテントプールの扱いについては，このNine No-Nosでは直接触れてはいないものの，実質的にはそれ以降のパテントプール形成を著しく制限してきた要因であった。

◆ 参考資料

1）金　正勲，「技術標準化，パテントプール，そして競争政策」，知財研紀要 ， 2004年.

2 パテントプールの歴史・・・ 1980年以降

プロパテント時代：1980年代以降

1980年代に入り，米国産業の国際競争力が大きく低下した。米政府は，その対策の一環として，国内企業に厳しい規制をもたらす反トラスト法の適用の見直しを行った。

その意を受けた米司法省および連邦取引委員会（FTC）は，パテントプールも形態により競争促進的な面をもつという判断を示した。パテントプールであってもそれが競争促進的であれば独禁法には触れないことが明らかにされた。

パテントプールと技術標準化 24

◆ 解　説

このようなNine No-Nos は，1970年代の「弱い知的財産権と強い競争政策のアンチパテント政策」を象徴するもので，競争政策当局による権限は極めて強く，企業間の協力行為は，関連企業間で少しでも水平的関係があると判断した場合においては，当然違法ルールが適用され，即禁止されるという非常に厳しいものであった。しかし，Nine No-Nos も，プロパテントを掲げる共和党レーガン政権の誕生や，自由市場を標榜し，競争政策の制限的役割を主張するシカゴ学派の台頭などによって，1981年には放棄されることになる。以下，レーガン政権の推進したプロパテント政策の主要内容を論じながら，この時期における知的財産権と競争政策の関係の変化を見てみることにする。

プロパテント政策は，主に次の三つの動きによって構成された。まず，第一に，「新分野への特許権付与の動き」である。つまり，従来は特許対象として認められなかった分野への特許権付与が増えるようになり，例えばソフトウェアやビジネス特許，そして基本研究ツールなど国家経済にとって有益であると政策当局が判断した分野に対し，新たな特許権の付与が行われるようになった。

第二に，「特許侵害訴訟における特許権者の権利重視への動き」である。中でも目玉は何と言っても，1982年連邦裁判所改善法（Federal Courts Improvement Act of 1982）による，1982年のCAFC (Court of Appeals for the Federal Circuit: 連邦巡回訴訟裁判所)の創設である。CAFCは，特許判断における一貫性や専門性，そして予測可能性を高めることで，当時瀕死状態にあった米国の知的財産権を救い出す役割を果たした。その創設以降，判決の中でも知的財産権者の権利重視傾向は明白であった。

第三に，「特許保護期間の延長や特許クレーム解釈範囲の拡大適用への動き」である。特許保護期間の延長で言えば，米国は1994年のTRIP協定に基づき，特許の保護期間を「従来の特許発行から17年間」から「特許申請から20年間」に延長した。また，特許クレームの範囲（特許による権利範囲）も均等論採択などの動きによって，より広く解釈されるようになった。これに米国議会は，1982年には，輸出に対する反トラスト規制を含む規制緩和をもたらす1982年輸出商社法（Export Trading Company Act of 1982），1984年には，R&D分野における米国の国際競争力を強化すべく，R&Dの重複投資の回避，ジョイントベンチャーに対する反トラスト法の緩和を盛り込んだ国家共同研究法（National Cooperative Research Act of 1984）などの方案を通過させた。また，この時期は，ライセンス制限行為に対し，競争政策当局や裁判所が当然違法ルールではなく，合理のルールによる審査が明確に見られるようになった。1993年，クリントン-ゴア政権の誕生によって，知的財産権分野における反トラスト法の運用強化が見られたものの，知的財産権重視の基本姿勢に変化はなかった。

◆ 参考資料

1）金　正勲，「技術標準化，パテントプール，そして競争政策」，知財研紀要 ， 2004年.

2 パテントプールの歴史・・・ 1995年

1995年 IP ガイドラインの成立

この政策方針が具体的に明文化されたのが司法省及び連邦取引委員会により1995年に公表された「知的財産権ライセンスに関する反トラスト法運用ガイドライン」である。

このガイドラインにおいて米競争当局は，パテントプールの違法性については「合理の原則」(rule of reason) で判断することを明らかにした。つまり，60年代のナイン・ノー・ノーズに代表される「当然違法」(per se illegal) の基準を捨て，ケース・バイ・ケースで合理性を重視して判断する方針に転換したのである。

パテントプールと技術標準化 25

◆ 解 説

米司法省は，1995 年4 月6 日に『Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property：知的財産権ライセンスに関する反トラスト分析のためのガイドライン（以下，95 年IP ガイドライン）』を正式に発表した。95 年IP ガイドラインは，1988 年及び1989 年の国際事業活動ガイドライン（U.S. Department of Justice Antitrust Enforcement Guideline for International Operation）の中の知的財産権に関する部分を差し替えるものであり，「知的財産権のライセンス活動上で発生する問題に対する競争政策当局の基本的な審査基準」を示したものである。中でも，IP ガイドラインでは，それまでの対立関係として捉えてきた知的財産権政策と競争政策の関係を補完的なものとして設定し直した点，その後の民間事業者の様々なライセンス活動における制度的不確実性を大きく削減するのに貢献した点，競争政策側がより一貫性のある政策的対応を出来るようになった点，そしてパテントプールやクロスライセンスなどの集合的ライセンス管理メカニズムに対し，より友好的な方針を示した点などその意義は極めて大きいと言える。

◆ 参考資料

1）金 正勲，「技術標準化，パテントプール，そして競争政策」，知財研紀要 ， 2004年.
2）日本知的財産協会，知財管理，Vol.56， No.6， 2006年.

３　パテントプール形成のメリットとデメリット

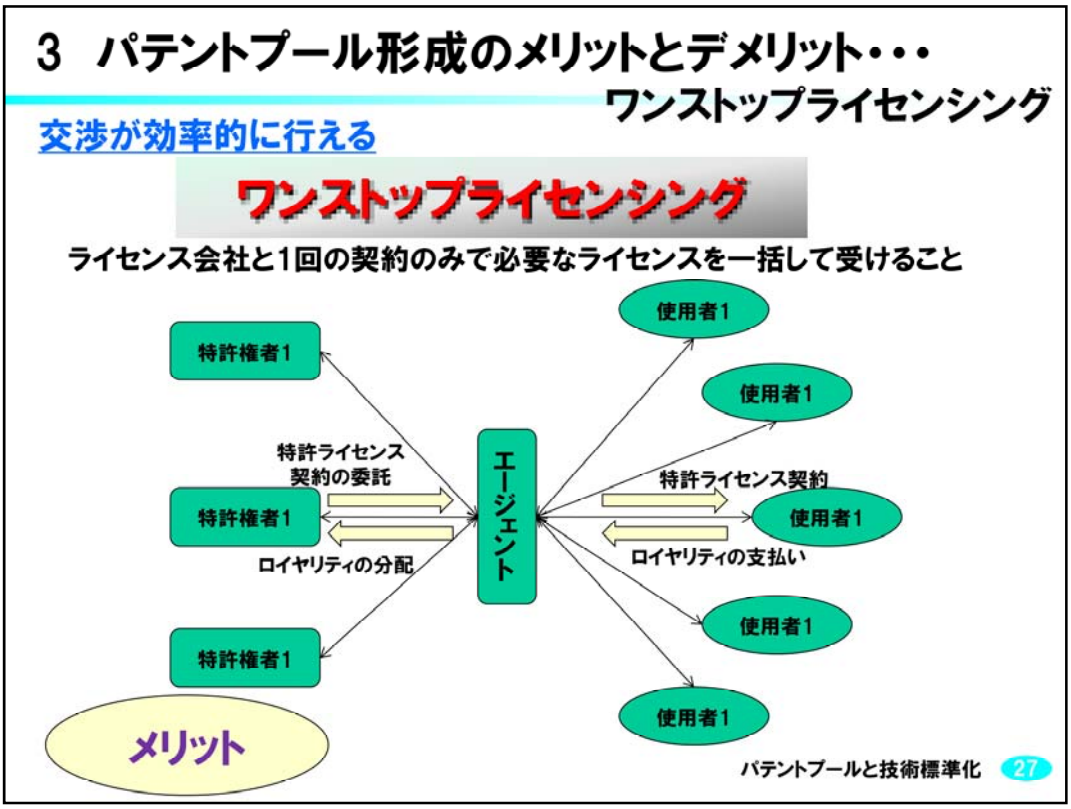

◆ 解　説

「ワンストップ化」の概念は，最近ではワンストップショッピング(集合店舗)やワンストップサービス(行政や司法サービス)などを例に，顧客満足度の向上あるいは顧客囲い込み手段として盛んに取り入れられるようになった。パテントプールについても同様な長所が当てはまる。すなわち，ライセンシから見て許諾を必要とする特許の特許権者が多数存在する場合，それら全てと交渉して契約にまで漕ぎつけるには大変な時間と労力を要する。したがって，ライセンシにとって，ライセンス会社と1回の契約のみで必要なライセンスを一括して受けることの利便性は非常に大きい。ライセンサから見た場合にもこの点は同様であり，さらに通常なら自ら行わなければならないライセンシ候補の調査もライセンス会社に託されるので，ライセンサの負担は大幅に軽減される。実際上も，パテントプールの参加者はこのワンストップライセンシングをパテントプールの最大の長所と捉えている。

◆ 参考資料

1) 加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，（社）発明協会，2006年.

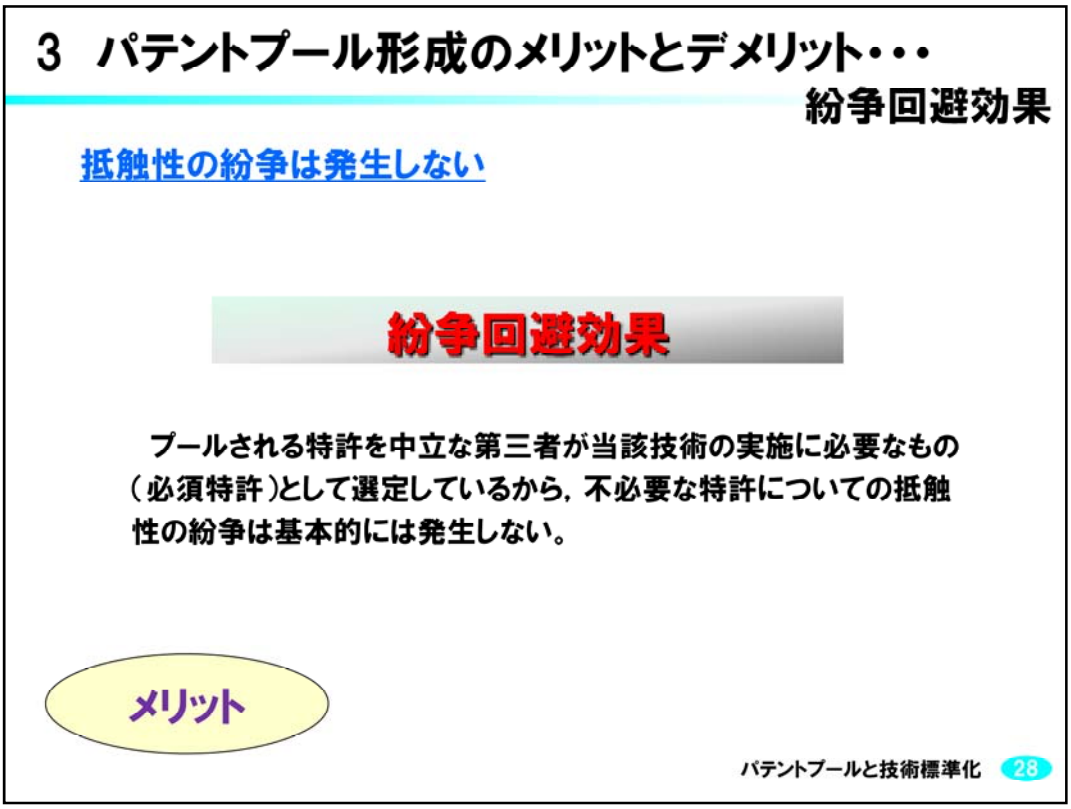

◆ 解　説

通常の一対一の交渉では，ライセンシはライセンサから示された特許全てが自己の製品に必要であること(抵触性)を認めない。不用特許の存在を指摘して，価格低減を図るためである。一方，パテントプールでは，プールされる特許を中立な第三者が当該技術の実施に必要なもの(必須特許)として選定しているから，このような抵触性の紛争は基本的には発生しない。逆に，必要でない特許(非必須特許)がプールの中に仮に紛れ込んでいたとしても，それについても価格が同じままでライセンスを受けられるわけであるから，ライセンシはこのような状況下であえて争うメリットはない。したがって，パテントプールには紛争回避効果があると言える。

◆ 参考資料

1) 加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，（社）発明協会，2006年.

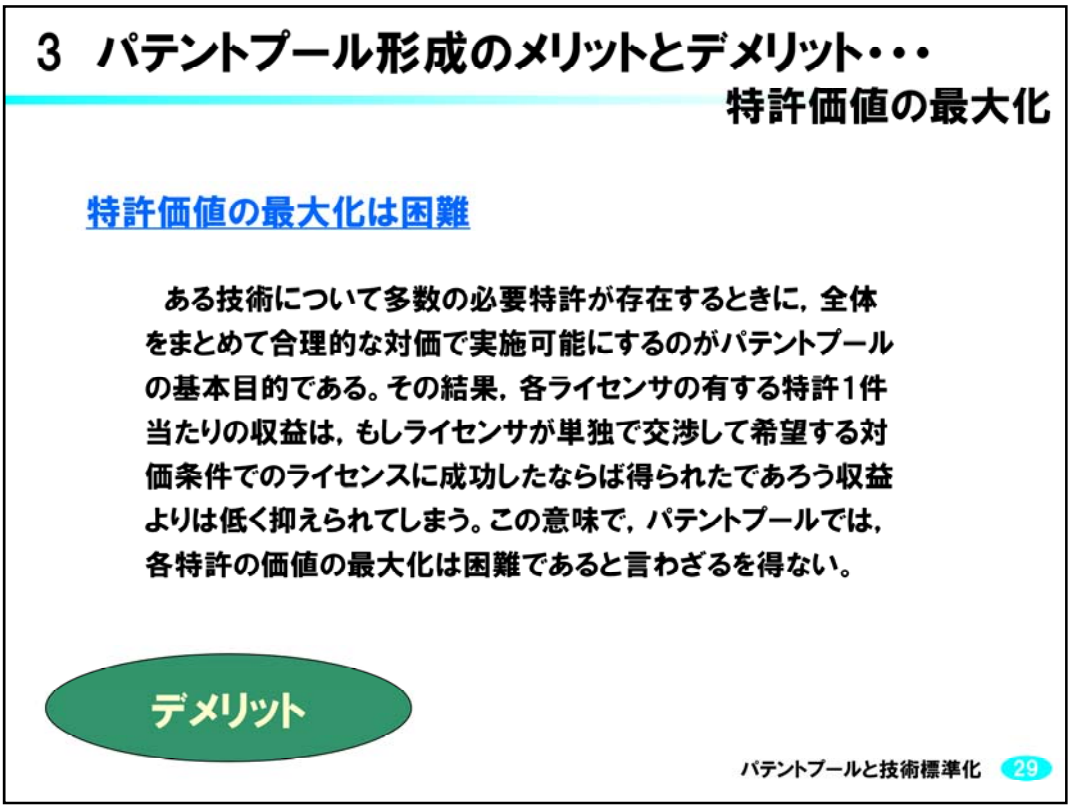

◆ 解　説

ある技術について多数の必要特許が存在するときに，全体をまとめて合理的な対価で実施可能にするのがパテントプールの基本目的である。その結果，各ライセンサの有する特許1件当たりの収益は，もしライセンサが単独で交渉して希望する対価条件でのライセンスに成功したならば得られたであろう収益よりは低く抑えられてしまう。この意味で，パテントプールでは，各特許の価値の最大化は困難であると言わざるを得ない。

では，なぜ特許権者はパテントプールに参加するのであろうか。一つには，自己がライセンシにもならなければならない特許権者である。この場合には，自己の特許収益が減ったとしても，支払いも抑えられるから理由がつく。しかしながら，ライセンシの立場にはなり得ない特許権者も相当数パテントプールに参加しているから，上記の理由はそのまま当てはまらない。この点について，米国の学者の研究成果である「コモンズ（共有地）の悲劇」と「アンチコモンズ（非共有地）の悲劇」を引用して解析したい。コモンズの悲劇とは，希少な資源を共有した場合に生ずる過大利用の問題を指摘した理論モデルであり，共有地を牧草地，利用者を羊飼いになぞらえて次のように説明する。牧草地の飼育可能量は一定であるところ，半数が許容量以下ならば何ら問題ないが，羊飼いは牧草地の許容量を越えても自らの羊を増やし続ける。その結果，牧草地はやがて荒廃してしまう。何故なら，羊飼いにとって羊を増やす利益は全て自身が獲得できるが，過放牧による損失は全ての羊飼いに分担されるから，羊飼いは自らの羊を増やすほうが合理的と考えるからである。この悲劇を防ぐには，羊飼いに私有地を与えること，つまり私有権が重要であると提唱者のハーディン教授（ Garret Hardin，1915-2003 ）は結論した。アンチコモンズの悲劇は，ちょうどコモンズの悲劇の逆命題を提示する。つまり，コモンズの悲劇が警告するところにしたがって個々の権利を細分化し私権として保護すると，私有地の乱立状態を生じさせ物事の流れや相互利用が阻害され，結局その空間全体での活動が面倒になり，ついには全く利用されなくなることを警鐘するものである。ミシガン大学のヘラー教授（ Michael A. Hener）とアイゼンバーグ教授（Rebecca S. Eisenberg）の研究成果である。ここで，パテントプールにとって重要なのはアンチコモンズの悲劇が指摘するところである。すなわち，パテントプールが対象とする技術領域は，見方を変えると特許権（私有地）の乱立状態に近いから，一部の特許権者（私有地保有者）が自己の私権の最大利用（対価の最大化）を図ろうとすると，全体利用が阻害され，最終的には当該技術が見放される結果にいたることに留意しなければならない。このことから，ライセンサの立場のみの特許権者であっても，自己の特許のみによって技術全体を利用できるわけでないことを認識することが重要である。パテントプールに参加するこのような特許権者は，技術が利用されなければ，契約上の対価は最大化できても，実際の収益としては結実しないことを意識する自己抑制が働いているものと考えられる。ただし，全ての特許権者がこのように行動するとは限らない。あくまでも価値の最大化を追求する特許権者はパテントプールには参加せず，いわゆるアウトサイダーとして独自に権利行使を行い，高いロイヤリティを要求する存在となる。

◆ 参考資料

1）加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，（社）発明協会，2006年.

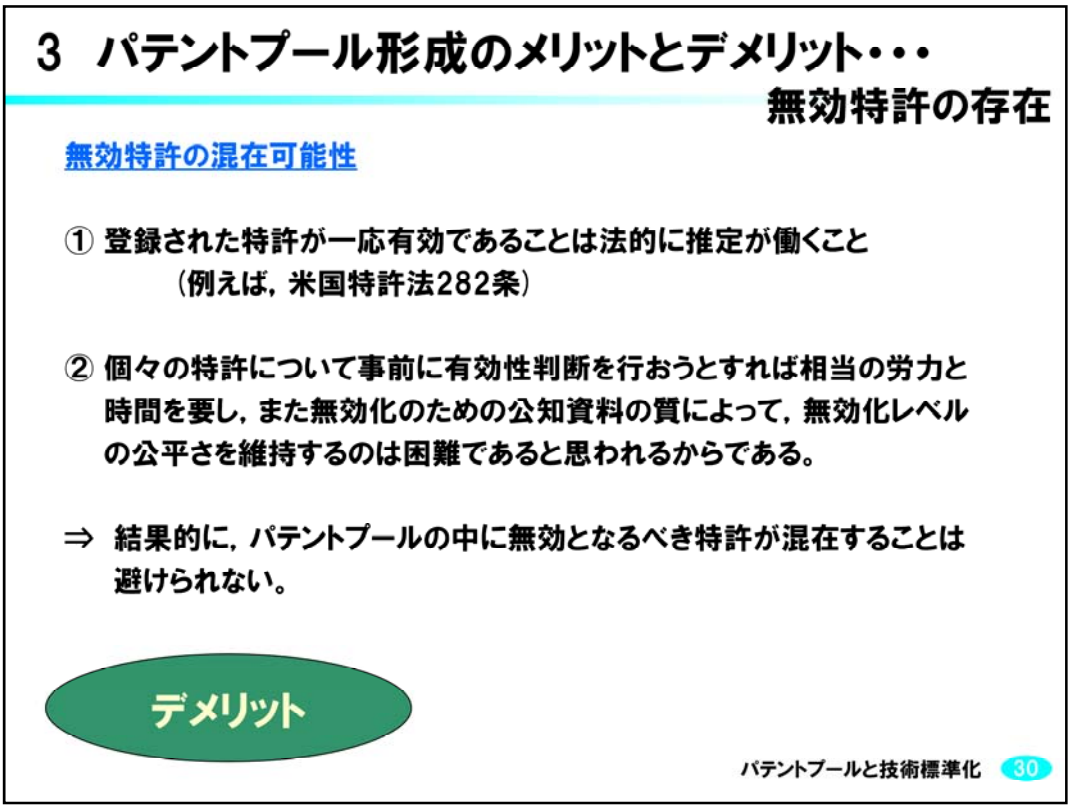

◆ 解　説

パテントプールのシステムにおいては，プールされる特許が対象技術にとって必要不可欠であること（必須性）を事前に審査することが前提である。つまり，抵触性の問題が主題である。一方，プール特許の有効性については審査の対象としていないのが通常である。これは，第一に，登録された特許が一応有効であることは法的に推定が働くこと（例えば，米国特許法282条），第二に，個々の特許について事前に有効性判断を行おうとすれば相当の労力と時間を要し，また無効化のための公知資料の質によって，無効化レベルの公平さを維持するのは困難であると思われるからである。このため，結果的に，パテントプールの中に無効となるべき特許が混在することは避けられない。

ところで，現在運用されているパテントプールにおいて，特許無効が実際に問題となった事例はほとんどない。これは，ライセンシにとって，仮に一部の特許について無効を立証できたとしても全体に与える影響，例えばロイヤリティ額が下がることは期待できないし，また，無効化の動きに消極的であるからと考えられる。ライセンサ間にとっては，プール特許から無効特許が除外されることは，自己へのロイヤリティ配分に影響する重大な事項であるが，相互の報復的無効化の応酬を懸念して，この動きを抑制しているように想像する。したがって，パテントプールにおいて無効特許の混在可能性は，事前の有効性審査を課さないかぎり避けられない欠点である。一方，実際には無効となるべき特許が多数混在するとは言えない状況から，ビジネス合理に照らして一応の解決（問題視しない）を図っているものと認識する。

◆ 参考資料

1）加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，（社）発明協会，2006年．

４　パテントプールと独占禁止法

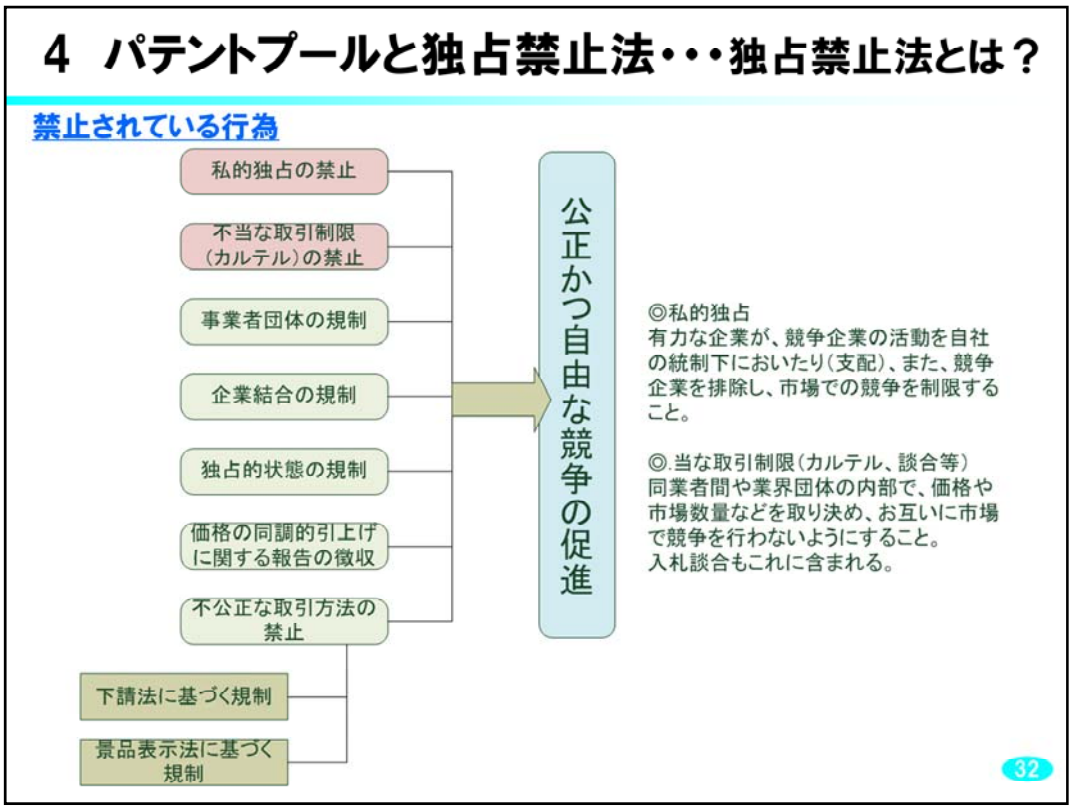

◆ 解　説

独占禁止法とは，1947年（昭和22年）に制定された法律で，正式な法律名を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」と言い，「独占禁止法」または「独禁法」と略称する（昭和22年 法律第54号）。この法律の目的は，第1条に規定されているところによると次のとおりである。

「私的独占，不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し，事業支配力の過度の集中を防止して，結合，協定等の方法による生産，販売，価格，技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより，公正且つ自由な競争を促進し，事業者の創意を発揮させ，事業活動を盛んにし，雇傭及び国民実所得の水準を高め，以て，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」。

要約すれば，国民経済の民主的発展を図るため，カルテルやトラストなどの独占的結合を取り締まったり，競争の公正を確保するため不公正な取引方法を禁止することによって，自由公正な競争を促進することにある。

◆ 参考資料

1）独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律），公正取引委員会
http://www.jftc.go.jp/dk/lawdk.html

4 パテントプールと独占禁止法・・・
独占禁止法上の考え方のポイント

規格に係る特許のライセンス

規格に係る特許のパテントプールを通じたライセンス（次スライドの図を参照）

パテントプールが市場に占める地位を踏まえ，以下の観点から競争への影響を総合的に検討し，判断する。
（ただし，パテントプールのシェアが20％以下〔シェアによる判断が適切でない場合は競合規格が4 以上存在〕の場合は通常は問題を生じない。）

パテントプールと技術標準化 33

◆ 解　説

規格技術について特許権（以下，特許が付与された規格技術を単に「特許」と言う）を有する者が，その特許を他の者にライセンスする又はしないことの独占禁止法上の問題については，基本的には知的財産ガイドラインの考え方に沿って判断される。

例えば，標準化活動に参加していない事業者が当該活動により策定された規格について特許を有していた場合に，規格を採用する事業者に対して当該特許をライセンスすることを拒否したとしても通常は独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら，標準化活動に参加し，自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が，規格が策定され，広く普及した後に，規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額のライセンス料を要求する場合も含む）ことは，拒絶された事業者が規格を採用した製品を開発・生産することが困難となり，当該製品市場における競争が実質的に制限される場合には私的独占として，競争が実質的に制限されない場合であっても公正な競争を阻害する恐れがある場合には不公正な取引方法（その他の取引拒絶など）として独占禁止法上問題となる。

また，直接的には標準化活動に参加していない場合でも，例えば，活動に参加する者と共謀するなどして，自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた場合に上記の行為を行うことは，同様の独占禁止法上の問題を生じる。

◆ 参考資料

1）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会，平成17年6月29日（改正：平成19年9月28日）．
http://www.jftc.go.jp/dk/patent.html

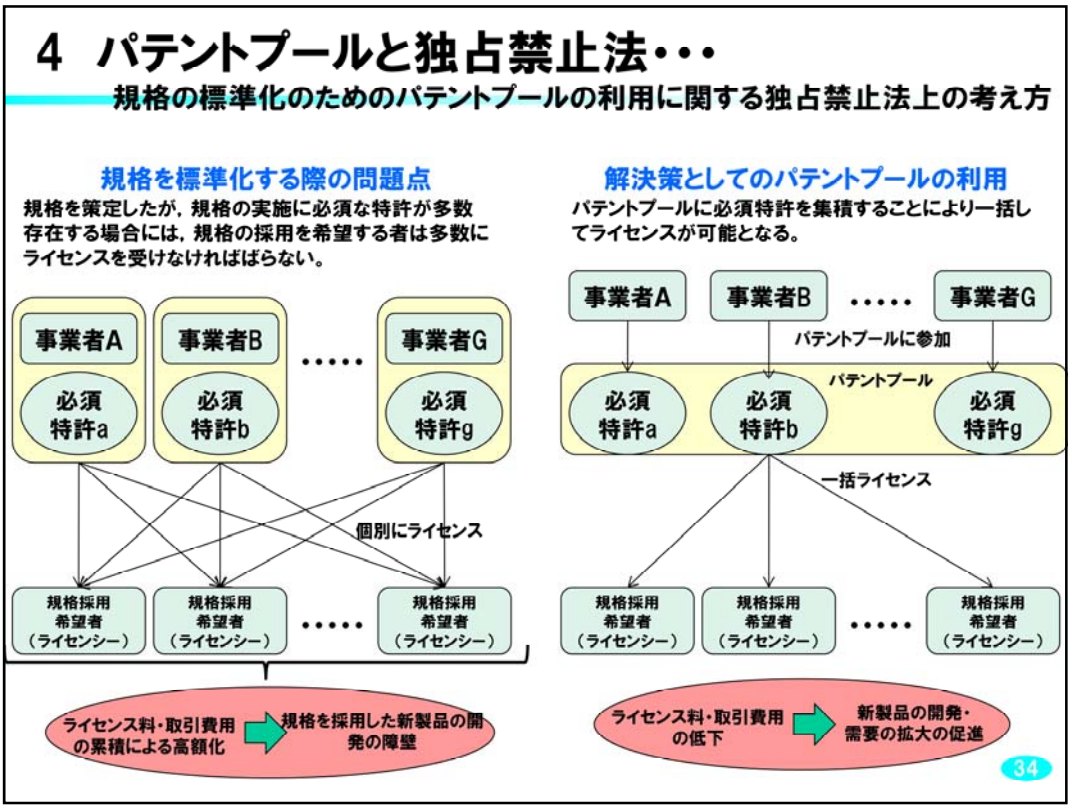

◆ 解　説

独占禁止法におけるパテントプールに対する評価は以下の通りである。

① パテントプールに含まれる特許が必須特許のみの場合は問題を生じない。

② プール参加者への制限が合理的に必要な範囲で，不当に差別的でなければ問題を生じない。

③ プールの運営で集まるライセンシーの事業活動に関する情報に，プール参加者やライセンシーがアクセスできないようにすることが重要である。

◆ 参考資料

1) 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会，平成17年6月29日（改正：平成19年9月28日）．
http://www.jftc.go.jp/dk/patent.html

4 パテントプールと独占禁止法・・・私的独占とは？

私的独占

一定の製品分野において，競争関係にある複数の権利者が当該製品分野の事業活動に不可欠な特許等を当該権利者間でクロスライセンスをするとともに，現在及び将来の改良技術等をすべて相互にライセンスをする場合において，複数の権利者が新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的な理由なく拒絶することなどにより，他の事業者の新規参入を阻害する場合を私的独占と言う。

【具体例】

パチンコ機を製造するX社ら10社及びY連盟がパチンコ機製造に関する特許等を所有し，そのライセンスなしにはパチンコ機を製造することは困難な状況にあったところ，X社ら10社はこれらの権利の管理をY連盟に委託し，X社ら10社及びYが第三者にはライセンスをしないこと等の方法により新規参入を抑制していたことが独占禁止法違反とされた。

パテントプールと技術標準化 35

◆ 解　説

一定の製品分野において競争関係にある複数の権利者が当該製品分野の事業活動に不可欠な特許等を当該権利者間でクロスライセンスをするとともに，現在及び将来の改良技術等をすべて相互にライセンスをする場合において，複数の権利者が新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的な理由なく拒絶することなどにより，他の事業者の新規参入を阻害する場合を私的独占と言う。

◆ 参考資料

1）田浪和生，知的財産契約特論（講義資料），大阪工業大学大学院知的財産研究科.

4 パテントプールと独占禁止法･･･不当な取引制限とは？

不当な取引制限

企業体や組織体にプールされている特許等のライセンス契約において，パテントプールの構成員が共通の制限を受けるとの認識の下に，構成員に対し特許製品等の販売価格，製造数量，販売数量，販売先，販売地域などについての制限が相互に課され，これにより一定の製品市場における競争が実質的に制限される場合には，不当な取引制限として違法となる。

【具体例】

製品の有力な製造販売業者5社の間で，その製品の製造に関連する現在及び将来の特許等を相互にライセンスをし合うことを企図してパテントプールを設立し，当該パテント･プール設立契約において，

① 2社は西日本の地域においては販売せず，3社は東日本の地域において販売しない旨取り決めるとともに，出荷比率を取り決めるなど，相互に販売地域等の制限を課し，

② プールされた特許等については①の制限に従うことに同意する者に対してのみライセンスをする旨取り決めるような場合

パテントプールと技術標準化 36

◆ 解　説

企業体や組織体にプールされている特許等のライセンス契約において，パテントプールの構成員が共通の制限を受けるとの認識の下に，構成員に対し特許製品等の販売価格，製造数量，販売数量，販売先，販売地域などについての制限が相互に課され，これにより一定の製品市場における競争が実質的に制限される場合には，不当な取引制限として違法となる。

◆ 参考資料

1）田浪和生，知的財産契約特論（講義資料），大阪工業大学大学院知的財産研究科．

5 まとめ ・・・・・第4章　パテントプールと技術標準化

1. 特許権者同士で自発的に組織されたライセンス管理メカニズム形成の1つであるパテントプール（patent pool）について理解した。
2. パテントプールの歴史を知った。
3. パテントプールを形成することによる，メリットディメリットについて理解した。
4. パテントプールと独占禁止法の関係を理解した。

演習問題 A ・・・・・第4章　パテントプールと技術標準化

1　パテントプールの概念を簡潔に説明しなさい。

2　パテントプールのメリットとデメリットを簡潔に説明しなさい。

3　どのような場合に，独占禁止法違反になるか簡潔に説明しなさい。

パテントプールと技術標準化　38

◆ 解　説

1　複数の特許権者が一種のグループを構成し，自分たちが所有している特許権をそのグループが定めた特定の組織に持ち寄って，その組織を通じてグループの構成者等に必要な特許権をライセンスする仕組みのこと。

2　（メリット）

① 取引の規則化による取引費用の削減
② パテントプール形成によるブロック性の解消
③ 累積ライセンス料の削減
④ 高額な権利侵害訴訟合戦の回避
⑤ 排除権の留保による経済的便益の増大
⑥ 特許の期待価値の上昇による研究開発への投資誘引の向上

（デメリット）

① 市場分割や価格固定のための口実として悪用される可能性
② 必須特許以外の特許の抱き合わせを行う可能性
③ プールで定めるライセンス条件を利用して川下市場に対し様々な制限を加える可能性
④ 弱い特許（weak patent）をプールすることによって，その特許への特許無効訴訟を難しくする可能性
⑤ 新たな標準レベルのイノベーション活動を阻害する可能性
⑥ フリーライディングを助長する可能性
⑦ 市場への参入障壁として作用する可能性
⑧ 特定事業者を排除する可能性

3　① 複数の権利者が新規参入者や特定の既存事業者に対するライセンスを合理的な理由なく拒絶することなどにより，他の事業者の新規参入を阻害する場合。

② パテントプールの構成員が共通の制限を受けるとの認識の下に，構成員に対し特許製品等の販売価格，製造数量，販売数量，販売先，販売地域などについての制限が相互に課され，これにより一定の製品市場における競争が実質的に制限される場合。

演習問題 B ・・・・・第4章　パテントプールと技術標準化

1　ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシー及び実施ガイドラインを調べ，ガイドラインのポイントを述べなさい。

＜ ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシー等に関するURL ＞

ITU　http://www.itu.int/ITU-T/ipr/index.html

ISO　http://www.iso.org/patents/

IEC　http://www.iec.ch/tctools/patent-guidelines.htm

パテントプールと技術標準化　39

◆ 解　説

1（ガイドラインのポイント）

① 標準開発の出来るだけ早い時期での特許権等の情報の開示を求める（第3項）。

② 特許権等の情報の提供は，誠実さと最善の努力を基本とする（good faith and best effort basis）。ただし，特許検索は必要としない（第3項）。

③ 標準の開発に参加していない者が特許権等を有していることが判明した場合，標準化機関はその特許権等の権利者に特許声明書の提出を要請する（第3項）。

④ 標準の制定前又は制定後のいずれであっても，特許権等の権利者が無償，若しくは，非差別的かつ合理的条件による実施許諾等を行わない特許権等が存在することが判明した場合は，該当するTC 等が適切な行動を取れるように各標準化機関は該当するTC等へ通知する（第3項）。

⑤ 特許声明書は特許権等の権利者から該当する標準化機関事務局長へ提出する（第4項）。

⑥ 無償，若しくは，非差別的かつ合理的条件による実施許諾等を行う意思がない旨の特許声明書（“拒否”の特許声明書）を提出する場合，ITU に対しては特許権等の情報の提出が義務付けられ，ISO 及びIEC に対しては特許権等の情報の提出が強く要請される（第4項）。

⑦ TC 等の議長は委員会開催の都度，標準の実施に必要となる特許権等の存在を確認する質問をし，議長がその質問をしたこと，及び，特許権等の存在についての回答があったことを議事録に記載する（第5項）。

⑧ 提出された特許声明書はデータベースに記録され，公開される（第6項）。

⑨ 包括特許声明書（General Patent Statement and Licensing Declaration）は，ITUでのみ使用される（第2部 ITU-1 項）。

⑩ 特許声明書の様式には，“無償”，“非差別的かつ合理的条件”及び“拒否”の三つのチェックボックスを設定した（附属書2）。

◆ 参考資料

1）日本工業標準調査会事務局，ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシー及び実施ガイドラインの発効について，平成19年4月3日．

参考資料 ・・・・・第4章　パテントプールと技術標準化

◆ 文　献

1）金　正勲，技術標準化，パテントプール，そして競争政策，知財研紀要，2004年．

2）加藤　恒，パテントプール概説―技術標準と知的財産問題の解決策を中心として，2006年．

3）田浪和生，知的財産契約特論（講義資料），大阪工業大学大学院知的財産研究科．

◆ インターネット

4）公正取引委員会　http://www.jftc.go.jp/

5）経済産業省　基準認証ユニット
http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/index.html

6）日本知的財産協会
http://www.jipa.or.jp/kikansi/chizaikanri/mokuji/mokuji0606.html